

研究課題：異物誤嚥に対する画像所見についての後ろ向き研究

1. 研究の目的：異物誤飲に対して、様々な画像診断方法が施行されるが、最適な施行時期や画像所見を明らかにする
2. 研究の概要：異物誤飲は、危険察知能力の未発達な小児期特有の病態であり、咳嗽、食思不振から、縦隔炎などの命に関わる全身症状として来院することがある。重症度の評価、異物の有無の確定のため、単純レントゲン、超音波、MRI、CTが行われる。それぞれの検査手法による、画像所見の解釈を明らかにすることによって、最適な治療方法の選択や、経過観察における最適な検査方法が選択可能となる。
3. 研究の方法
研究期間は2000年9月から2019年11月までの異物誤飲が疑われた患者で、診断評価のために単純レントゲン、超音波検査、CT、MRIが行われた症例を、検査時期、治療法、画像所見などを後方視的に調べる。
4. 研究期間
2020年1月から2020年6月までの6ヶ月間で、カルテを調べ、結果をまとめます。
5. 研究に用いる資料・情報の種類
異物誤嚥の患者の診断時その後の経過を、画像検査結果、カルテの記載から、病気に関する事柄（検査所見、治療方法）を調べまとめます。
6. 外部への資料・情報の提供、研究成果の公表
この研究で得られた結果は、医学雑誌などに公表されることがありますが、患者様の名前など個人情報は一切わからないようにしますので、プライバシーは守られます。また、この試験で得られたデータが本試験の目的以外に使用されることはありません。
7. 研究組織
研究分担医師：細川 崇洋
研究施設名：埼玉県立小児医療センター 放射線科
連絡先：330-8777 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-2
電話 048-601-2200

8. お問い合わせ先・研究への参加を希望しない場合の連絡先

研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、資料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、2020年3月31日まで下記の連絡先へお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

埼玉県立小児医療センター

医事担当（代表 048-601-2200）